

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

◇ 家族の分もまとめて医療費控除

Q : 昨年、長女が病気で入院した時、私が入院費を支払いました。長女とは同居していますが、長女も会社に勤めており収入がありますので、私の扶養親族にはなっていません。この場合、私が入院費を支払いましたので、私の確定申告で医療費控除を受けてよいでしょうか。

A : あなたの確定申告で医療費控除を受けることになります。

【解説】

医療費控除の還付申告は、実際にその医療費を負担した人がすることになっていますが、その対象となる医療費は、納税者と生計を一にする配偶者その他の親族のものとして支払った医療費です。この場合の親族には、所得要件が定められていませんので、その親族に相当の所得がある場合であっても、医療費控除の対象になります。

また、その親族を、控除対象配偶者や扶養親族として配偶者控除や扶養控除の申告をしていない場合や、仮にその親族が事業専従者である場合であっても、医療費控除の対象になります。

つまり、医療費を負担してもらった人が、①負担した人と生計を一にしているか、②負担した人の親族であるか、の2点が医療費控除の対象になる、ならないの分れ目になるわけです。

ご質問の場合、上記2点の要件に合っていますので、あなたの確定申告で医療費控除を受けることになります。

